備考

1　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
2　この証は、対象者１人毎に作製すること。
3　対象者が組合員であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
4　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
5　適用区分欄には、適用対象者が国家公務員共済組合法施行令第11条の３の５第１項第５号又は第２項第５号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第３項第６号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第５号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
6　健康保険法施行規則第62条の３第６号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、６記載の適用区分「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(廃)」と記載すること
7　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
8　別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（改正前国共済法による職域加算額の支給に係る届出等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）	（改正前国共済法による職域加算額の支給に係る届出等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）
第十五条　［略］	**第十五条**　［同上］
［略］	［同上］
［略］	［同上］
第百十四条の四十二第二項各号列記以外の部分	第百十四条の四十二第二項各号列記以外の部分
［略］	［同上］
提出しなければならない。ただし、第一号に該当する場合において、連合会が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	提出しなければならない。この場合において、第八十七条の二第三項の規定による書類の提出は、必要ないものとする
［略］	［同上］
［略］	［同上］
第百十四条の四十二第五項	第百十四条の四十二第五項
繰下げ待機者（平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定によ	繰下げ待機者（平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定によ